

総会

配布：一般

2016年1月30日

第71会期

議事日程議題23 (a)

2016年12月21日総会により採択された決議

〔第二委員会の報告書に基づく (A/71/467/Add.1)〕

71/241. 第二次国際連合貧困根絶の10年 (2008-2017)

総会は、

2015年12月22日の総会決議70/218および貧困根絶に関する全ての他の諸決議を想起し、

ミレニアムサミットの機会に国家元首および政府の長により採択された、国際連合ミレニアム宣言¹、並びに極度の貧困と飢餓を根絶するための、国際的な公約をまた想起し、

包括的、遠大かつ人間中心な一連の普遍的かつ変革的な持続可能な開発目標とターゲットを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年12月22日の総会決議70/1、2030年までにアジェンダを完全に実施するために不断に取り組むその公約、極度の貧困を含む、全ての形態および側面において貧困を削減することの認識は最大の地球規模の挑戦であり、持続可能な開発にとって不可欠な要件であるとの認識、一経済、社会、環境—の三つの側面において持続可能な開発を達成し、またミレニアム開発目標の達成に基き、未完成の事業に対処することを模索するその公約を再確認し、

一日1.25米ドル以下で生活する人々として2015年に測定された²、あらゆる場にいる全ての人々の極度の貧困を根絶し、また飢餓を終わらせる目標を含み、持続可能な開発のための2030アジェンダを考慮し、

¹ 決議55/2。

² 2008年から2015年半ばまでの間、ミレニアム開発目標に関する国連の報告書は、2005年の購買力平価為替レートの国家の通貨に交換された、一日1.25米ドルを貧困線通貨として用いた。2015年半ばより、貧困線は、2011年の購買力平価為替レートに交換された、一日1.90米ドルに更新された。

2005年世界サミット成果文書³および「我々の求める未来」と表題のついた、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書⁴を想起し、

後発開発途上国に関する第四回国際連合会議において、2011年5月に採択された、2011-2020年の10年間の後発開発途上国のための行動計画⁵、小島嶼開発途上国に関する第三回国際会議において2014年9月に採択された、小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道⁶、内陸開発途上国に関する第二回国際連合会議において、2014年11月に採択された、2014-2024年の10年間の内陸開発途上国のためのウィーン行動計画⁷を実施する継続した努力に留意し、多くの中所得諸国が、持続可能な開発の達成においていまだ多大な挑戦と、とりわけ、国際連合開発システムの、改善された調整と、より良いまた集中した支援の必要性に直面していることを認識し、

アフリカ連合のアジェンダ 2063、および今後50年間にアフリカにおいて積極的な社会経済変革を確保するための戦略的枠組としての、最初の10年実施計画、並びに包括的アフリカ農業開発計画のような、アフリカの開発と地域のイニシアチブのための新しいパートナーシップに関する総会決議に組み込まれたアフリカの計画を支援する重要性を再確認し、

国家開発戦略を強化し、生産能力に投資し、事業の開始と成長を助けそして十分かつ生産的な雇用および全ての者にとって働きがいのある人間らしい仕事のための機会を促進する目的で、全てのレベルにおける調整を強化するさらなる努力を求めた、経社理の2012年の本会期のハイレベル・セグメントで採択された閣僚宣言⁸の、「世界的財政および経済危機からの回復：仕事に関する世界協定」と題された2011年7月28日の経済社会理事会決議2011/37、および「雇用創出と全ての者にとっての、働きがいのある人間らしい仕事を通じた持続可能な開発の達成」のテーマの下で開催された、経済社会理事会の2015年会期の統合された会合に感謝しつつ留意し、

開発資金国際会議のモンテレー・コンセンサス⁹および開発資金に関するドーハ宣言：モンテレー・コンセンサスの実施を再検討する開発資金に関するフォローアップ国際会議の成果文書¹⁰を想起し、

持続可能な開発の2030年アジェンダの不可分の一部であり、それを支援しまた補足し、具体的な政策と行動により実施のターゲットの手段を具体化することに役立つ、第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標に関する2015年7月27日の決議69/313を再確認し、地球規模のパートナーシップと連帯の精神による、持続可能な開発を、全てのレベルで可能にする環境をつくることに資金を提供

³ 決議 60/1。

⁴ 決議 66/288、添付文書。

⁵ 2011年後発開発途上国に関する第四回国際連合会議の報告書、イスタンブール、トルコ、2011年5月9日-13日 (A/CONF.219/7)、第II章。

⁶ 決議 69/15、添付文書。

⁷ 決議 69/137、添付文書II。

⁸ 総会公式記録、第67会期、補遺No.3(A/67/3/Rev.1)、第IV章、F節、参照。

⁹ 開発資金国際会議報告書、モンテレー、メキシコ、2002年3月18-22日 (国際連合出版、Sales No.E.02.II.A.7)、第1章、決議1、添付文書。

¹⁰ 決議 63/239、添付文書。

しました生み出す課題に対処する、強力な政治的公約を再確認し、

これに関して、2016年4月の、開発資金フォローアップに関する最初の経済社会理事会フォーラムの開催を含み、アジス・アベバ行動目標を実施する早期の努力を認め、開発資金の成果のフォローアップを行う指定されたメカニズムとしてのフォーラムにおいてアジス・アベバ行動目標の実施に関する実質的な審議の必要性を強調し、

2016年7月17日から22日まで、ナイロビで開催された第14回国際連合貿易開発会議総会における、2016年7月22日のナイロビ合意¹¹の採択を留意し、貿易と開発および金融、技術、投資と持続可能な開発における相互関連分野の統合された処遇について国連システム内の中心としての国際連合貿易開発会議の役割を再確認し、貿易と開発が貧困根絶に貢献しうること、またそれゆえに)国際連合貿易開発会議が、持続可能な開発のための2030アジェンダおよびアジス・アベバ行動目標の実施において果たす役割を持つことを認識し、

極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困根絶の重要性は、最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発にとって必要不可欠な要請であることを認識し、

極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困および飢餓の根絶は、全ての人類にとって倫理的、社会的、政治的また経済的な義務であることを強調しつつ、貧困と不平等の地球規模の特徴を懸念し、これに関して、開発の貧困の多面的な特徴をよりよく理解する必要性を認識し、

全ての国が持続可能な開発の遂行において特定の挑戦に直面し、最も脆弱な国、とりわけ、アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸途上国、および小島嶼開発途上国、また紛争状況および紛争後の諸国も、特別な関心が払われ、および多くの中所得諸国においても深刻な課題があることを再確認し、

土地および他の形態の財産、信用貸し、相続、天然資源および適切な新しい技術への管理と所有権へのアクセスを含み、女性に男性と同等の経済資源を与える重要性を強調しつつ、貧困がジェンダー平等の達成と、全ての女性と少女の地位と能力の向上の深刻な障害となり、貧困の女性化（の蔓延を深く懸念し、女性が開発において重要な役割を果たしていること、構造の变革に貢献し、経済および貧困と不平等への闘いの主要な貢献者であり、彼女たちの意思決定と経済への完全、効果的および平等な参加は持続可能な開発を達成し、経済発展と生産性を多大に強化するために重要であることを再確認し、またジェンダー平等と全ての女性と少女の地位と能力の向上は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実現を進展させる上で重要な貢献となり、貧困根絶の重要な要因であることを再確認し、

金融危機から8年が経ち、世界経済はいまだ不活発な成長と総需要、所得不平等と脆弱な金融に直面し、貿易は緩やかに成長し、利率は上昇し始めたが資本の流れは再び不安になり、金融危機の影響にもかかわらず、金融の流れと世界貿易における途上国の割合は増加し続け、これら進展は極度の貧困化で生活をする人々の数の実質的な削減に貢献し、これら発展にもかかわらず、多くの諸国、とりわけ開

¹¹ TD/519/Add.2.

発途上国は多くの課題に直面し、また更に取り残され続けている国もあることを認識し、

気候変動は、我々の時代における最大の課題の一つであり、その有害な影響は、持続可能な開発を達成する全ての国の能力を損い、地球の温度上昇、海抜の上昇、海洋の酸化と他の気候変動の影響は、多くの後発開発途上国と小島嶼開発途上国を含む、海岸地域と海抜の低い沿岸諸国に深刻な影響を与えており、食糧安全保障および貧困を根絶し持続可能な開発を達成する取組をさらに脅かす、多くの社会と地球の生態支援システムの生存が危機にさらされ、したがって、過去何十年の間に達成されてきた開発における発展を維持し、保存しまた持続する緊急の行動を必要とすることを再確認し、

パリ協定¹²およびその早期の発効を歓迎し、全ての当事国に対して、同協定を十分に履行すること、まだ同協定の批准、受諾、承認または加入の自国の文書を寄託していない国際連合気候変動枠組条約¹³の締約国に対し、適当と認められる場合に、可及的速やかに、そのようにすることを奨励し、

第二次国際連合貧困根絶の10年（2008-2017年）の終了が近づき、貧困の削減において進展が見られることを認識しながら、進展は不規則で、様々な形態と側面の貧困下で生活する多くの人々は、かなりの水準に達し続け、所得、富および機会の不平等の水準は高くあるいはいくつかの国によっては拡大していることを懸念し、

経済成長の割合は、国家の間で一様でなくそしてこれらの相違は、他の行動の中でも、貧困を削減する成長と社会的保護を促進することにより対処されなければならないことを認識し、

腐敗の防止に関する国際連合条約¹⁴に批准や加入を行っていない全ての国家に対して、そうすることを促し、当事国に対し、その履行を再検討することを促し、腐敗と贈収賄を防止し、探知し、抑止しまた対処し、腐敗行為に関与した者を訴追し、適切な場合には盗まれた資産を回復しまたその最初にあった国に返還するために、同条約を効果的な文書にすることを約束し、国際社会に対して、財産の返還に関する良い実行を発展させることを奨励し、国際連合と世界銀行の盗難財産の回復イニシアチブ、および盗難財産の回復を支援する他の国際的なイニシアチブへの支援を表明し、腐敗と闘う地域条約が更新され批准されることを促し、そして盗難財産の海外への移転と違法な金融の流れへの誘因を生み出す安全な逃避先を取り除くことに努力し、

金融機関および法人部門、並びに行政機関の透明性と説明責任を更に高めるために、全てのレベルにおいて規制枠組を強化するために活動すること、および資金洗浄とテロへの資金提供と闘う、国際協力と国家機関の強化することを約束し、

極度の貧困を含む全ての形態および側面における貧困の根絶は、今日の世界が直面する最大の地球規模の課題であり、とりわけ、アフリカ、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、また中所得諸国におい

¹² FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定 1/CP.21、添付文書を参照。

¹³ 国際連合、条約集、第 1771 巻、No.30822。

¹⁴ Ibid., Vol.2349, No.42146.

て、持続可能な開発にとって必要不可欠な要件であることを再確認し、そして国内でまた国家間での不平等を減らすために、全ての者にとっての、完全、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事を含み、加速化された持続可能な、包括的かつ平等な経済成長と持続可能な開発の重要性を強調し、

極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困の根絶は、発展が逆行しないことを確保するために、一経済、社会および環境という一持続可能な開発の三つの側面への釣り合いのとれたアプローチが必要であることを認め、

極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困を根絶し、また女性、子どもと青年、先住民、地方の共同体、高齢者、障がい者、移民、難民および国内避難民を含む、ぜい弱な状況における貧困者と人々の地位と能力の向上を促進する、取組において国家を支援する重要性を認識し、

質の高い保健サービスにより構成され、また普遍的かつ平等なアクセス国際社会の支援の下、また脆弱あるいは周縁化された人々を含み、全ての者への保健サービスのアクセスを提供する目的で、特にプライマリー・ヘルス・ケアおよび社会保護メカニズムを通じての、手ごろかつ質の高いサービスの提供を確実にする、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを促進する加盟国の主要な責任を強調し、女性と子どもが災害と紛争の発生により特に影響を受けることをまた強調し、

多様な国家の状況を考慮し、国家の政策と優先事項を尊重しながら、保健の目標を達成し、保健サービスへの普遍的なアクセスを実施し、保健の挑戦に対処する加盟国の取組を支援する、強化された国際協力の重要性を強調し、

国家および国際社会のレベルでの、開発のための金融およびそれ以外の資源の動員の重要性と、これら資源の効果的な利用、並びに全てのレベルと全ての行為者による、政策の一貫性および持続可能な開発の実現を可能にする環境の、またミレニアム開発目標の未完の事業の上に構築された、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを含む、国際的に合意された開発目標の達成の支援において、持続可能な開発のための地球規模のパートナーシップの再活性化の重要性を認識し、

全ての国家にとって、国家のオーナーシップ原則により強調された、公共政策および動員並びに国内の資源の効果的な利用は、持続可能な開発目標の達成を含み、持続可能な開発の共通の遂行にとって中心であることを強調し、国内の資源は、全てのレベルで権限が付与された環境により支援されて、経済成長により何よりもまず生み出されることをまた認識し、

民間部門が新しい投資、雇用および開発のための資金調達を生み出す重要な役割を担えることを認め、

政府開発援助（ODA）が開発途上国において開発のための資金調達の重要な資源であり続けることを考慮し、

南々協力は、南北協力に代わるものではなくむしろ補完するものであることを認め、また貧困を根絶しそして持続可能な開発を進める途上国に対する南々および三角協力の貢献を認識し、

経済的、社会的および関連分野における主要な国際連合会議やサミットの成果において表明されたように、極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困の根絶に対する国家元首および政府の長により与えられた優先事項および緊急性を強調し、

貧困を根絶しまた持続的な経済成長を支援することで、多くの中所得諸国が直面している特定の課題を認識しながら、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国などの最も脆弱な国を含む、開発途上国において持続可能な開発の達成に貢献する、構造的経済変革の包括的な戦略の一部として、包括的かつ持続可能な工業発展の基本的な役割を強調し、紛争状況にある諸国と紛争後の諸国も特別な注意が払われるに値することも強調し、

加盟国への諮問および計画支援において、21以上の機関、基金、計画と地域委員会が関わる、国際連合システムの取組を調整する、貧困根絶のための機関間全システム行動計画の下で行われた任務に留意し、また持続可能な開発のための2030アジェンダの実施におけるそれら提携した任務を奨励し、

国際連合開発システム内の包括性の重要性を強調し、また本決議の実施においてどの国も置き去りにされずまた誰も置き去りにされないことを強調し、

1. 「貧困の根絶および他の開発問題」と表題のついた議題の下の、第二次国際連合貧困根絶の10年（2008 - 2017）の実施に関する事務総長報告書¹⁵に留意する。

2. 第二次国際連合貧困根絶の10年（2008-2017）の目標は、極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困の根絶に関連するミレニアム開発目標の未完の事業に構築された、持続可能な開発のための2030アジェンダ¹⁶として確立された、持続可能な開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の実施に関するフォローアップを、効率的かつ調整されたやり方で支援し、そしてこの目的のために国際的な支援を調整することであることを再確認する。

3. 全ての形態および側面における貧困の根絶は、最大の地球規模の課題でありまた持続可能な開発にとって必要不可欠な要件であり、並びに、第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標¹⁷が不可分の一部をなす、持続可能な開発のための2030アジェンダの包括的な目的であることをまた再確認する。

4. 各国は、自国の経済社会開発に対する主要な責任を負わなければならないことそして持続可能な開発および貧困撲滅の達成のための国の政策と戦略の役割が強調され過ぎることはないことを更に

¹⁵ A/71/181.

¹⁶ 決議 70/1。

¹⁷ 決議 69/313, 添付文書。

再確認し、そして更なる国の効果的な取組は、国家の条件を考慮し、国家のオーナーシップ戦略と主権の尊重を確保しながら、開発途上国の開発の機会の拡大を目的とした、具体的、効果的また支援となる国際的な計画、措置および政策により補完されなければならないことを認識する。

5. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に向けて、機運をつかむために、とりわけ、質が高く、入手しやすく、時宜に適い、信頼でき、また所得、性別、年齢、人種、民族、移住の地位、障害および地理的場所と、国家の文脈において関連する他の特徴により区分されたデータへのアクセスを確保するために、国家の統計能力と監視システムを強化すること、パートナーシップを利用すること、考えと経験の地球規模の交換を促すこと、そして貧困を根絶し全ての者にとって働きがいのある人間らしい仕事を促進する、革新的かつ効果的なイニシアチブと戦略を紹介することに関して、第二次国際連合貧困根絶の 10 年 (2008-2017) およびミレニアム開発目標の実施から導き出される教訓の重要性を強調する。

6. 経済的、社会的および関連分野における主要な国際連合会議およびサミットの成果に従い、国家、政府間、機関間のレベルで統合され、調整されたまた一貫した戦略を通して、貧困の原因および課題に対処する重要性を強調しつつ、発展が逆行しないことを確保するために、極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困の根絶を、国際連合開発アジェンダにおける、最優先事項とする必要性を強調する。

7. 開発のための国際協力を促進することにおける国際連合の主導的な役割、また貧困根絶にとって重要である地域レベルのその役割、とりわけ適切な場合には、地域委員会のその役割、を強化する必要性を繰り返し表明する。

8. 地域的、準地域的および地域間の協力の促進は、貧困根絶の努力に触媒的な影響を与えることができ、また最善の政策、経験および技術的専門知識の交換、資源の動員および経済機会と雇用創出にとって望ましい状況の拡大を含み、多くの便益を提供することを強調する。

9. 加盟国を含む国際社会に対し、国際連合開発アジェンダにおいて、貧困根絶を最優先事項とし続け、全てのレベルにおいて統合され、調整されまた一貫した戦略を通じて、持続可能な開発への否定的な影響に照らして、極度の貧困、飢餓および全ての形態の栄養不良を含み、全ての形態および側面における貧困の根本原因と課題に対処するために即座に措置をとることを求め、また、この点に関して開発途上国の効果的な国家の取組を支援する立場にあるドナー諸国に対して、二国間および多国間の基盤に基づいて、予測可能な金融資源と技術支援を通じて、そうすることを、求める。

10. 貧困を根絶し、また適宜、十分かつ生産的な雇用および全ての者にとって働きがいのある人間らしい仕事と社会的統合を促進する目的で、広範囲な分野において官民提携の重要性を強調する。

11. 貧困根絶の調整の複雑さを認め、この点に関して、貧困根絶の加速化において、国際連合開発システム組織は、開発途上国における国家の能力の発展が、重点的に取り扱われる中核的な分野であり続

ける状況で、国家の優先事項により動かされ、また、国際連合開発システムの相互に関連した相互に強化する柱を最大限活用しながら、発展が逆行しないことを確保するために、個々の職務権限内で、各機関の基礎的な目的としての貧困根絶に対処する開発計画と事業を通じて、統合され、調整されまた一貫した様式において活動しなければならないことを強調し、多様な戦略の利用を奨励する。

12. 教育と訓練を通じてを含み、全ての形態および側面における貧困根絶のための国際的な啓発に貢献する、国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際連合開発計画、国際連合工業開発機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関（UN ウィメン）、国際連合人口基金、国際連合児童基金、アジア太平洋経済社会委員会、西アジア経済社会委員会、アフリカ経済委員会、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、およびヨーロッパ経済委員会を含む、専門機関および国際連合基金と計画および地域委員会の役割を認識する。

13. アジス・アベバ行動目標は、持続可能な開発に資金を調達するための地球規模の枠組を提供し、持続可能な開発のための2030アジェンダの不可分の一部であり、2030アジェンダを支持しまた補完し、そして体系的な問題と科学、技術、技術革新と能力構築そしてデータ、監視とフォローアップに対処しつつ、国内の公共資源、国内および国際的な民間事業と金融、国際開発協力、開発の動力源としての国際的な貿易、負債と負債の持続性と関連する具体的な政策と行動によりターゲットの実施手段を文脈化するのを助けることをまた認識する。

14. 国家および国際的なレベルでの良い統治と、官民投資および企業家精神を含む、完全な雇用と全ての者にとって働きがいのある人間らしい仕事により支えられる、持続可能で、包括的、持続的かつ平等な経済成長は、貧困を根絶し、ミレニアム開発目標の達成およびその未完成の事業に対処する、持続可能な開発のための2030アジェンダにより確立されたように、持続可能な開発目標を含み、国際的に合意された開発目標を達成し、生活水準の上昇を実現するために必要であり、また官民投資の影響の最大化に、企業の社会的責任のイニシアチブが重要な役割を果たすことを認める。

15. 適宜、国際的な援助によって補われる追加の国内の公的資源が、持続可能な開発を実現し、持続可能な開発目標の達成にとって極めて重要であり、また持続可能な開発のための2030アジェンダとアジス・アベバ行動目標が、国家のオーナーシップ原則により強調される国内資源の動員の重要性を認めることを認識する。

16. 民間の事業活動、投資および技術革新が、生産性、包括的経済成長および雇用創出の主要な推進力であり、民間の国際的な資本の流れ、とりわけ安定した国際金融システムと併せての海外直接投資は国内の開発の取組への重要な補完であることをまた認識する。

17. ODAを含む、国際的な公的資金の重要な利用は、他の、官民の資源からの追加の資源の動員を引き起こすことに留意し、またそれは改善された税の徴収を支援し、国内の権限が与えられた環境の強化を支援し、必要不可欠な公的サービスを構築し、さらに民間部門の開発を支援する、特にインフラストラクチャーと他の投資への、融合したあるいは共同の資金調達とリスクの緩和を通じての追加の資

金を解放するために利用可能であることをまた留意する。

18. 人々の認識を高め、援助の効果に関するデータを提供し、具体的な結果を示すことを通じてを含み、ODA の公約の実現に向けて、さらなる国内の支援を動員する重要性を強調し、パートナーとなる国家に対して、開発目標とターゲットの達成の支援のために、ODA が効果的に用いられていることを確実とする上で達成される進展に基づくことを奨励し、国家予算配分プロセスに従い、将来の開発協力の明確さ、予測性および透明性を高める、将来に向けた計画の公表を奨励し、国家に対して、ジェンダー平等と全ての女性と少女の地位と能力の向上を促進させるために資源の配分を追跡し報告することを促す。

19. 国際的な公的資金が、とりわけ限られた国内の資源を有する再貧のまた最も脆弱な国において、国内での公的資源を動員する国家の取組を補う上で重要な役割を担っており、ODA を含む国際的な公的資金の重要な利用は、他の官民の資源から追加の資源の動員を促進することであり、ODA の提供国は、多くの先進国が、開発途上国への政府開発援助（ODA/ GNI）の国民総所得の 0.7%のターゲットを、また後発開発途上国への ODA/GNI の 0.15%から 0.20%のターゲットを達成するという公約を含む、各々の公約を実施することを強調する。

20. モンテレー・コンセンサスの採択以降⁹、ODA の規模の増加を歓迎し、多くの国がいまだ ODA の公約に及ばないことに懸念を表明し、全ての ODA の公約の実施が極めて重要であることを繰り返し、ODA/GNI の 0.7%の公約および後発開発途上国への ODA/GNI の 0.15%から 0.20%のターゲットを満たしあるいはそれを超えた僅かの国を歓迎し、他の全ての国に対して、ODA を増加するために取組を強化し、ODA ターゲットに向けた追加の具体的な取組を行うことを促し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの時間枠において ODA/GNI の 0.7%のターゲットを達成するという集団としての公約を再確認し、短期間で後発開発途上国への ODA/GNI が 0.15%から 0.20%のターゲットを集団として満たし、また 2030 アジェンダの時間枠内で後発開発途上国への ODA/GNI の 0.20%に達することを約束した欧州連合による決定を歓迎し、ODA の提供国に対して後発開発途上国に ODA/GNI の少なくとも 0.20%を提供するというターゲットの設定を考慮することを奨励する。

21. 国際的な公的資金が国内での公的資源を動員する国家の取組を補い重要な役割を担うこと、集団として後発開発途上国にとって ODA が、外部資金調達差最大の資源であり続けること、過去数年間の、後発開発途上国への ODA の現象は、心配すべき傾向であること、また 2014 年に達成された国内総所得の 0.09%という水準は、多くの先進国が公約した関連の 0.15 から 0.20%よりも低いことを認識し、この文脈において、先進国が後発開発途上国への ODA の減少を逆転させることを示す、2015 年に後発開発途上国への二国間 ODA を実質 4%の増加および、2016-2019 年に、これら諸国への ODA の比率が上昇し続けるという予測を、留意する。

22. ODA の質を改善し開発への影響を高める更なる努力を歓迎し、経済社会理事会の開発協力フォーラムを認識し、とくに、国家のオーナーシップ、団結、調和の基本原則の採択とその結果の管理を通じてを含み、それらに公約を行った国家の努力に重要な貢献を行った、援助効果に関するパリ宣言、

のアクラ行動計画¹⁸、効果的な開発協力のための釜山パートナーシップを生み出した、ハイレベルフォーラムなどの他のイニシアチブに留意し、効果的な支援を保証するお仕着せの形式はなく、各国家の特定の状況が十分に考慮される必要があることを念頭に置く。

23. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダに従い、極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困を根絶するために、全ての開発途上国の人々の現実を効果的に反映するために、国内総生産を補完し、あらゆる場の不平等を減らす、持続可能な開発に関する多面的な指標の利用と進捗状況に関する透明性の高い測定の策定の重要性を強調する。

24. 持続可能な開発目標全般について貴重な見返りをもたらす、極度の貧困、飢餓、栄養不良、食糧安全保障を含み、全ての形態および側面における貧困に対処する緊急の必要性を認識し、国際社会に対して、発展途上の田舎と都市地区および持続可能な農業と漁業に、また開発途上国、とりわけ後発開発途上国の小規模農業者とりわけ女性の農業者、牧畜業者、漁業者の支援に、国際協力を強化し資源をつぎ込むことを奨励する。

25. また社会的経済的発展は、地球上の天然資源の持続可能な管理に依存することを認識し、海洋と海、淡水資源、森林、山岳および乾燥地域の保存と持続的な利用並びに生物多様性生態系と野生生物の保護、並びに持続可能なツーリズムの促進、水不足と水汚染への対処、砂漠化、砂塵嵐、土地と土壌の劣化干ばつに関する協力の強化、強靱さと災害リスクの軽減の促進、気候変動と環境悪化による脅威への断固とした対処、および持続可能な消費と生産様式に関する 10 年枠組計画¹⁹の実施の重要性を強調する。

26. 極度の貧困を含む、現存の貧困関連の全システムの基金への自発的拠出金を通じて、全ての形態および側面における貧困の根絶に関する国際連合の基金を強化するために、適宜、全ての関連する利害関係者を奨励する。

27. 持続可能な、包括的、持続的なまた公正な経済成長は、とりわけ開発途上国において、貧困と飢餓を根絶するために必要不可欠であることを認識し、これに関して、国家の取組は権限が与えられた国際的な環境により、および全てのレベルにおけるマクロ経済、貿易および社会政策の間のより一層の一貫性を確保することにより、補完されることを強調する。

28. 2015 年に測定された、一日 1.25 ドル以下で生活する、あらゆる場所の全ての人々の極度の貧困を根絶する決意および、国家の定義に従い、全ての形態および側面において貧困下で生活する全ての年代の男性、女性と子どもの割合を少なくとも半減する努力を強調する。

29. 貧困は多面的であることを認識し、国際社会により支援される国家政府に対して、その様な多面性をより反映した補完評価の策定を考慮することを招請し、貧困の多面的特徴について、国家政府と

¹⁸ A/63/539, 添付文書。

¹⁹ A/CONF.216/5, 添付文書。

他の利害関係者との間の共通の理解を発展させる重要性を強調する。

30. 加盟国に対して、貧困に対する、ジェンダー平等を含み、不平等の否定的な影響を鑑みて、貧困を克服する、より包括的、衡平、バランスのとれた、安定したまた開発志向の持続可能な社会経済アプローチのために、奮闘する野心的な努力を続けることを求め、持続可能な農業、強靱なインフラ開発に投資し、相互関連性を強化しエネルギーへのアクセスを達成し、並びに田舎におけるきちんとした雇用を促進し、質の高い教育へのアクセスを改善し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの公平なアクセスに向けての移行の加速化を通じてを含み、質の高い健康管理を促進し、ジェンダー平等と全ての女性と少女の地位と能力の向上を前進させ、社会的保護の範囲、気候変動の緩和および適応を拡大し、不平等と社会的排除と闘う、雇用創出と貧困削減のための、包括的かつ持続可能な工業化をもたらす構造変革の重要性を強調する。

31. 極度の貧困下で生活する人々の益となるために不平等に対処する計画と政策に関連する良い実践を共有し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを達成する目的で、そのような計画と政策の考案と実施において極度の貧困下で生活する人々の積極的な参加を促すために、国際連合システムの組織および市民社会組織を含み、全ての関連する利害関係者を招請する。

32. 地域委員会を含む、国際連合システムの関連組織に対して、適宜、加盟国およびその他の関連利害関係者と協議の下、第二次 10 年の実施における進展を加速化しまた再検討するために活動を実施することを求める。

33. 若者とりわけ若い女性においてを含み、失業および過少雇用の高いレベルでの継続について懸念をもって留意し、全ての人にとっての働きがいのある人間らしい仕事は貧困から脱却する最善の経路の一つであり続けることを認識し、この点に関し、ドナー国、多国間機構およびその他の開発パートナーに対して、国際労働機関の第 98 回会期において採択された、各国がその中で仕事に集中した回復と持続可能な開発を促進するために、状況と国家の優先事項に特定した政策パッケージを作成できる、一般的な枠組としての仕事に関する世界協定に一貫した政策を採用することにより、加盟国とりわけ開発途上国に支援をし続けることを招請する。

34. 若い女性を含む若者に対してあらゆる場で、働きがいのある人間のかつ生産的な仕事を見つける現実的な機会を与える、戦略を策定し実施することにより、若者の失業という地球規模の課題に対処することを加盟国に促し、この文脈において、特に仕事に関する世界協定に構築された、青年の雇用についての地球規模戦略の策定の必要性および国際労働機関による行動への呼びかけを強調する。

35. 実質的かつ効率的に利用された投資が、教育の質の改善および何百万もの人々の、働きがいのある人間らしい仕事のための技術獲得にとって必要であることを認識し、グローバルな教育機会への資金調達に関する国際委員会の報告書および、適宜、そこに含まれている勧告に、感謝しつつ留意する。

36. 国際社会に対して、ミレニアム開発目標の達成の上に構築されまたその未完の事業に対処する、持

持続可能な開発のための 2030 アジェンダにより確立された、持続可能な開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を達成し、手頃なマイクロファイナンスとクレジットを含む、金融サービスへのアクセスを改善し、機会への障害を取り除き、生産的な能力、企業家精神、創造性と技術革新を強化し、マイクロ、小規模また中規模な企業の設立と成長を奨励し、持続可能な農業を策定し、また完全かつ生産的な雇用と、全ての人にとっての人間らしい働きがいのある仕事を促進することを目的として、社会的保護の床を含み、効果的な社会政策に関する国家の取組により補完された、国際労働機関の 2015 年の、非公式から公式経済への移行勧告により (No.204)、適宜、指導された、非公式から公式経済へ労働者を変えることを目的とした国家の取組の重要な役割を強調しつつ、極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困を根絶し、またジェンダー平等並びに全ての女性と女子、脆弱な環境にいる貧困者および人々の地位と能力の向上を達成するための、開発途上国の努力を支援することを奨励し、

37. 極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困を根絶するために目標とされた措置をとり、社会的保護の床を含み、全ての者のための、適切な社会的保護制度と措置を国内で実施し、貧困者と脆弱な者への実質的なサービス範囲を達成する、重要性を強調し、加盟国に対して、女性、子供、高齢者と障がい者に特別の注意を払いながら、国家の優先事項に基づいた社会的保護の床を策定した実施し続けることを奨励する。

38. 経済の代理人としての女性が直面する構造上の制約を含む長期の構造的な問題に対処し、適宜、立法および行政改革の実施を通じて、経済において女性の十分な参加を妨げているあらゆる障害を取り除き、また政治および経済上の意思決定および経済資源へのアクセスにおいて女性に男性と同等の権利を与え、有給の母子および父子休暇並びに、家庭内および介護の仕事を含み無給の仕事に携わる女性の、不均衡な仕事の負担の再配分を通じてを含む、仕事と家族的責任の調和を促進する政策の重要性をも強調し、女性の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事、同一労働同一賃金または同一価値労働と同一の機会を課保するために努力することにより、並びに女性を差別および職場での権利侵害から保護することにより、ジェンダー平等の前進を通じて国内法に従い、貢献するように民間部門を奨励する。

39. 開発途上国、とりわけ後発開発途上国にとって、全ての形態および側面における貧困を終わらせる計画と政策を実施する予測可能な手段を提供するために、強化された開発協力を通じてを含み、多様な資源から資源の多大な動員を確保する必要性についての、持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおける言及を強調する。

40. 国際連合システムを含む、国際社会に対して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダにより設立されたように、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標に関する成果文書、ミレニアム開発目標の未完の事業、またアジス・アベバ行動目標を含む実施の手段を実施することを促す。

41. 国際連合システムを含む、国際社会に対し、第二次 10 年の目標を支援する世界の財政的および経済的活動並びに開発に関するその影響についての会議の成果²⁰を実施することをまた促す。

²⁰ 決議 63/303、添付文書。

42. 自然災害、紛争、および災害の大発生の影響が、とりわけ開発途上国における貧困根絶を達成する取組を著しく阻害していることを強調し、そして国際社会に対し、それらに対処することを優先させることを求める。

43. 基金、計画および専門機関を含む、国際連合開発システムの組織に対し、その職務権限に従って、貧困根絶に最優先権を割り当てることを求め、そしてこの分野における取組が極度の貧困および飢餓の根本原因に対処するため規模を拡大されるべきであることを強調する。

44. 国際連合システムの関連組織に対し、その各々の職務権限と資源の範囲内で、第二次 10 年の目標を達成することに貢献できるように、マクロ経済学的政策能力を国の開発戦略を強化することにおいて、加盟国を、その要請により、支援することを求める。

45. 知識を共有すること、政策対話を促進すること、共同作業を助長すること、資金を動員すること、働きがいのある人間らしい仕事のアジェンダの基礎となっている主要な政策分野において技術的援助を提供することおよび取組の重複を避けることによるものを含む、雇用問題に関する制度全体の政策の一貫性を強調することにおいて、国際連合システム範囲内でのより一層の機関間の集中と共同を奨励する。

46. 国際連合システムの関連組織に対して、その各々の職務権限と資源内で、本決議の実施において誰も置き去りにされずどの国も置き去りにされないことを確保することを求める。

47. 特別の状況下にある、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国が直面する多様な必要性と課題および、多くの中所得国が直面する特定の課題に対処する重要性を認識し、それゆえに、国際連合開発システム、国際金融機関、地域的機関および他の利害関係者に対して、個別国家に向けた一貫したまた包括的なアプローチを促進する目的で、中所得国の多様かつ特定の開発のニーズが、それぞれに合った方法により、各々の戦略と政策において、適切に考慮されまた対処されることを確保することを要請する。

48. 全ての国家、国際連合システムの組織、関連する政府間機構、非政府組織を含む関心のある国家組織に対して、全ての国において貧困および極度の貧困の根絶を促進する、社会の意識啓発を目的として、1992 年 12 月 22 日の総会決議 47/196 により、貧困根絶のための国際デーとして 10 月 17 日を宣言した、総会による宣言の第 25 周年を 2017 年に祝う活動の企画を考慮することを招請し、これに関して、その様な国際デーの遵守が、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを達成するために、社会の認識を啓発し、貧困との闘いにおいて全ての利害関係者を動員し、貧困下の人々に影響する計画と政策の企画と実施において極度の貧困下で生活する人々の積極的な参加を促すことにおいて、担い続ける有益な役割を認識する。

49. 事務総長に対して、総会の第 72 会期に、とりわけ、第三次国際連合貧困根絶の 10 年 (2018-2027

年)を考慮する可能性に留意しつつ、10年の実施により生み出された契機を維持するための勧告を含み、第二次国際連合貧困根絶の10年(2008-2017年)の実施を評価する包括的報告を提出することを要請し、また「貧困の根絶およびその他の開発問題」と表題のついた議題、「第二次国際連合貧困撲滅の10年(2008-2017年)」と表題のついた副議題を、他に合意がなければ、第72会期の暫定議題に含めることを決定する。

第66回本会議
2017年12月21日